

5 海外特許庁／機関への優先権書類の電子的送付件数

(1) 二庁間での優先権書類の電子的交換（二庁間PDX）を利用した優先権書類の送付件数（特許・実用新案）

国コード	国・地域・機関名	2017年		2018年		2019年		2020年		2021年	
EP	欧州特許庁（EPO）	(4)	6,077	(0)	6,237	(1)	4,939	(0)	2,374	(0)	183
KR	韓国	(11)	5,432	(13)	6,142	(10)	3,715	(6)	1,625	(0)	0
TW	台湾	(16)	11,364	(18)	13,822	(11)	13,339	(21)	12,032	(28)	12,805
US	米国	(5)	37,474	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	(36)	60,347	(31)	26,201	(22)	21,993	(27)	16,031	(28)	12,988

(2) 世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービス（DAS）を利用した優先権書類の送付件数

特許・実用新案

国コード	国・機関名	2017年		2018年		2019年		2020年		2021年	
BE	ベルギー	-	-	-	-	-	-	(0)	0	(0)	8
BR	ブラジル	-	-	(0)	0	(0)	15	(0)	27	(0)	16
CA	カナダ	-	-	-	-	(0)	2	(0)	97	(0)	119
CL	チリ	-	-	-	-	(0)	3	(0)	0	(0)	3
CN	中国	(37)	17,758	(42)	22,803	(48)	23,696	(51)	21,559	(66)	22,140
EA	ユーラシア特許庁（EAPO）	(0)	0	(0)	0	(0)	8	(0)	8	(0)	0
EP	欧州特許庁（EPO）	-	-	(0)	94	(0)	1,574	(0)	3,210	(0)	5,607
FI	フィンランド	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	3	(0)	1
GB	英国	(0)	128	(0)	127	(0)	117	(0)	142	(0)	75
IB	世界知的所有権機関（WIPO）	(24)	40,186	(20)	43,936	(25)	46,698	(16)	44,667	(24)	42,006
IL	イスラエル	-	-	-	-	(0)	2	(0)	3	(0)	23
IN	インド	-	-	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	2
KR	韓国	-	-	(1)	51	(1)	698	(7)	2,695	(14)	4,087
MX	メキシコ	-	-	-	-	-	-	-	0	(0)	10
NL	オランダ	-	-	(0)	2	(0)	1	(0)	30	(0)	28
NZ	ニュージーランド	(0)	0	(0)	3	(0)	20	(0)	14	(0)	19
SE	スウェーデン	(0)	1	(0)	3	(0)	7	(0)	0	(0)	2
US	米国	(1)	6,625	(6)	34,037	(4)	42,177	(0)	38,612	(3)	33,407
	合計	(62)	64,698	(69)	101,056	(78)	115,019	(74)	111,067	(107)	107,553

意匠

国コード	国・機関名	2020年	2021年
CL	チリ		4
CN	中国		957
CO	コロンビア		1
EM	欧州連合知的財産庁（EUIPO）		182
IL	イスラエル		7
IN	インド		2
KR	韓国		342
MX	メキシコ		-
US	米国		32
	合計		1,527

注1：（ ）は実用新案の件数を内数で示す。

注2：二庁間PDXの対象は特許・実用新案のみ。

注3：米国との二庁間PDXは2017年9月30日をもって終了し、同年10月1日以降はDASを利用した優先権書類の電子的交換に移行した。米国については、(1)は2017年9月30日までの、(2)特許・実用新案は同年10月1日以降の送付実績を示す。

注4：韓国及び欧州特許庁（EPO）については、2018年12月1日から、従来の二庁間PDXに加えて、DASを利用した優先権書類の電子的交換を開始した。なお、両庁との二庁間PDXは、2020年6月30日までになされた出願をもって終了し（電子的交換は2021年12月31日をもって終了）、2020年7月1日以降になされた出願については、DASを利用した優先権書類の電子的交換に一本化した。

注5：DASに参加している庁／機関のうち、(2)の表に記載のない庁／機関へは、当該サービスを利用した送付実績はない。

注6：(2)の表の「-」は、当該庁／機関がDASを利用して優先権書類を第一国から取得する庁（取得庁）としての運用を開始していないことを示し、[0]は、取得庁としての運用を開始しているが送付実績がないことを示す。

注7：2020年1月1日から、DASを利用した意匠優先権書類の電子的交換が開始されている（商標は対象外）。

問合せ先：総務課情報技術統括室